

八千代 C C I 会員サービス事業に関する覚書

(クーポン券・割引制度事業)

C C I = 商工会議所の意味

八千代商工会議所(以下「甲」という)と_____ (以下「乙」という)は、乙の行うクーポン券割引制度事業について、下記の諸点に合意します。

記

1. この制度を利用する乙は、八千代商工会議所(以下「商工会議所という」)の会員であること。
2. 乙は、独自のクーポン券・割引制度など付加サービスを事業申請書(様式1)を甲に提出すること。
3. 乙は、クーポン券・割引制度事業を取り止める場合は、2か月前までに取り下げ申請書(様式2)を提出すること。
4. 甲は、前項で申請を受けた各事業所のクーポン券・割引制度のPRに努める。
5. 甲は、PR方法として、「商工やちよ」・「HP」等で行う。
6. 乙は、クーポン券・割引制度事業内容及び商工会議所会員が会員カードを提示した場合、予め届けているクーポン券・割引制度を遵守すること。
7. 乙は、クーポン券・割引制度内容の変更は、変更期間に必ず甲に届け出ること。
変更期間：毎年2月1日～2月15日(土・日・祝日を除く)
8. 乙は、必ず甲が発行する「優待店シール」を店舗に掲示すること。
9. 乙は、商工会議所を退会した場合、「優待店シール」を必ず返却すること。
10. 甲は、登録店として相応しくないと判断した場合は、乙を「登録店」から除外することが出来る。
11. 乙と利用者とのトラブルについては、甲は一切関与しないものとし当事者間で解決するものとする。
12. 乙は、申請書に記載されている住所等をPRとしての情報公開することを承諾する。
13. 本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各1通ずつ所持するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 所在地 八千代市八千代台南1丁目11番6号
名 称 八千代商工会議所
代表者名 会 頭 上 代 修 二 印

(乙) 所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____ 印